

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成29年12月21日

○出席委員

委員長 坂倉 広子  
委員 奥村 敦  
委員 戸上 健  
委員 坂倉 紀男

副委員長 橋本 真一郎  
委員 井村 行夫  
委員 浜口 一利

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長、世古補佐

○職務のために出席した事務局職員

次 長  
兼庶務係長 上村 純  
兼議事係長

(午前10時34分 開会)

○坂倉広子委員長 おはようございます。

本会議に続き、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第39号、鳥羽市職員給与条例等の一部改正についての1件であります。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第39号、鳥羽市職員給与条例等の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしくお願いします。

それでは、議案書の1ページのほうをごらんください。

議案第39号、鳥羽市職員給与条例等の一部改正についてでございます。

提案理由ですけれども、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、本市職員の給与改正を行いたく、本提案とするものでございます。

今回の一部改正は、人事院勧告に伴う給料表の水準及び職員手当を引き上げる関係法案がさきの特別国会において可決され、本市においても人事院勧告に準じて給与改定を行っておりますため所要の改正を行うものでございます。

別提出の資料のほうで、こちらのほうで改正内容を説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

まず、資料の1のところです。

初任給調整手当の支給月額の変更にございます。

適用は平成29年4月1日からとなっております。

現行の41万3,800円を500円引き上げ、41万4,300円とします。これは、診療所の医師に支給されている手当でございます。

次に、2番目の勤勉手当の支給率の変更にございます。

平成29年12月1日からの適用で、30年度以降は30年4月1日から施行となっております。

まず、上のほうの表ですけれども、再任用以外の職員、我々でございますけれども、平成29年度は12月支給分で100分の10を引き上げ、一般職員のところで100分の85を100分の95に改正します。

それから、特定幹部職位、これは課長級職員ですけれども、100分の105を100引き上げ100分の115にします。それから、その改正後の30年度以降というところを見ていただきますと、6月、12月支給分とも、一般職員で100分の90、それから課長級職員で100分の10と改正を行います。

それから、その下の表ですけれども、こちらについては再任用職員でございます。再任用職員は、平成29年度は12月支給分で100分の5を引き上げ、一般職員で100分の40を100分の45に、それから特定幹部職員、課長級職員で100分の50を100分の55に改正を行います。それから、30年度以降につきましては、6月、12月支給分とも、一般職員で100分の42.5、それから課長級職員で100分の

52.5に改正を行います。

次に、3番目の給料表の改定ですけれども、こちらにつきましては、新旧対照表の2ページから11ページまで、行政職給料表と医療職給料表のとりの改正を行います。適用日については、平成29年4月1日となっております。

以上が改正の内容となります。

次に、条例分の改正については、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、まず、議案書の2ページの鳥羽市職員給与条例等の一部を改正する条例の第1条関係につきましては、新旧対照表の1ページのほうをごらんください。

まず、1ページの第18条のところで、初任給調整手当の改正を行っております。適用日は、平成29年4月1日でございます。

それから、その下の第44条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正を行っております。こちらについては、適用日は平成29年12月1日となっております。

それから、新旧対照表の2ページのほうをお願いします。

同項第2号で再任用職員の支給率の改正を行っております。適用日は、平成29年12月1日となっております。

それから、次にその下のところの別表第2、行政職給料表ですけれども、新旧対照表3ページから7ページまでが行政職給料表の改正となっております。

初任給のところで1,000円の引き上げ、高齢層のところでは400円の引き上げとなっております。

それから、次に新旧対照表の7ページから11ページについては医療職給料表の改正となっております。医療職給料表のほうでは、初任給で1,200円の引き上げ、高齢層では400円の引き上げとなっております。給料表の適用については、平成29年4月1日からとなっております。

それから、新旧対照表の12ページですけれども、こちらにつきましては議案書の11ページでございますけれども、給料表の下のほうの第2条関係の新旧対照表となっております。

こちらの新旧対照表14ページに再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正、第2号で、再任用職員の勤勉手当の支給率の改正を行っております。こちらの適用日は、平成30年4月1日となっております。

それから、新旧対照表14ページから18ページの現行の部分ですけれども、附則第6項から第9項までは特定職員、給料表の6級の職員、我々課長級の職員ですけれども、この第6項のところに書いてございますが、給与減額措置が平成30年3月31日まで減額措置が行われることとなっておりますので、これを削除します。

適用日については、平成30年4月1日でございます。

それから、新旧対照表の19ページですけれども、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、先ほどの給与条例の附則第6項が規定をされておりましたので、それを削除いたします。

それから、新旧対照表の20ページですけれども、こちらにつきましては、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例、こちらのほうにも給与条例の附則第6項が規定をされておりましたので、それを削除するものでございます。

それから、議案書の12ページのほうをお願いします。

附則のところで、施行日等と給与の内払、それから規則への委任について規定をさせていただいております。  
以上で議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 それでは、説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お聞きします。

1点目、一般職とこの特定幹部職員、課長級、それぞれ幾らから幾らに手当の引き上げということになりますでしょうか。1人平均で。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 総務課の世古です。よろしくお願ひします。

新しく改定された平均でいきますと、課長級で約4万7,000円、ほかはちょっと課長補佐級から係員がありますので、全体的な課長も含めて一般会計でいきますと約3万6,000円の改定になります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点目、これは確認ですけれども、今回は人勤に基づいて引き上げていくようになりました。

ほかの他の自治体では、この人勤を特別職にも適用して市長、副市長、教育長、議員、これもベースアップ、報酬の引き上げということが議案に出ております。鳥羽市の場合は、今回は特別職ということは省かれております。

これは、従来からこういうことになっておるのでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 今回の人事院勧告については、勤勉手当の引き上げということで、期末手当についてはそのまま据え置きというところもあります。

それと、特別職の報酬等につきましては、特別職の報酬審議会で議論をいただいて、その答申を受けて改正を行うということで、今回は勤勉手当ということで鳥羽市についてはその辺の特別職についての改正は行ってはおりません。

○戸上 健委員 以上です。確認です。

○坂倉広子委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、審査を終わります。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 討議もないようですので、採決に移ります。

お諮りします。

議案第39号、鳥羽市職員給与条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第39号については原案どおり可決することに決定いたしました。

これもちまして委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いいたします。

これもちまして総務民生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時48分 閉会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年12月21日

総務民生常任委員長      坂   倉   広   子